

**令和3年度**

**一般廃棄物処理実施計画(案)**

**鶴岡市**

## 目次

第1	総 則 . . . . .	1 ページ
第2	ごみ排出量等計画数値 . . . . .	2 ページ
第3	3 R 推進施策等 . . . . .	3 ページ
第4	一般廃棄物の処理主体及び処理方法 . . . . .	7 ページ
第5	ごみ処理計画 . . . . .	9 ページ
第6	生活排水処理実施計画 . . . . .	12 ページ

## 第1 総 則

- 1 鶴岡市一般廃棄物処理基本計画に掲げる目標の実現を目指して、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの考え方に基づくごみ減量・資源化対策を推進する。

また、SDGs（※1）の理念を普及し、脱炭素社会の構築など、地球環境の保全に貢献することを目指す。

※1 「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された令和12年（2030年）までの国際目標。17のゴール、169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」(leave no one behind) という誓いのもと、社会・環境・経済にかかる様々な課題に総合的に取り組んでいくもの。

(関連する主なSDGsのゴール)



- 2 計画の期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

- 3 計画の区域

(1) 鶴岡市の全域とする。

(2) 計画区域外の一般廃棄物の搬入及び処理については次のとおりとする。

- ① 計画区域外で発生した一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号。以下「法」という。）、その他法令等で広域的処理が必要とされる一般廃棄物を除き、他市町村と事前に協議を行い、計画との調和が確保された場合に限り搬入を認める。
- ② 三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約（平成19年三川町告示第21号及び平成19年鶴岡市告示第75号）に基づき、同町の一般廃棄物のうち、鶴岡市の一般廃棄物処理施設において処理が可能な廃棄物について、搬入を認め処理している。

## 第2 ごみ量等計画数値

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみを除く) (※2)	590 g/人・日
事業系ごみ排出量	10,800 t/年
集団回収量 (拠点回収量を含む)	3,100 t/年
リサイクル率 (※3)	11.9 %

※2 1人1日当たりの家庭系ごみの排出量 (資源ごみを除く)  
 = (家庭系ごみの排出量 - 資源ごみ量) ÷ 当該年度人口 ÷ 年間日数

※3 リサイクル率  
 = (リサイクルプラザにおける資源化量 + 集団回収量) ÷ ごみの総排出量

### 【実績、計画数値及び一般廃棄物処理基本計画目標数値との比較】

			令和元年度 (実績)	2年度 (実績見込)	3年度 (計画)	令和7年度 (目標)
排 出 量	(家庭系ごみ) t/年		(29,566)	(29,545)	(28,600)	(25,790)
	事業系ごみ t/年		11,357	10,180	10,800	10,200
	(合計) t/年		(40,923)	(39,725)	(39,400)	(35,990)
	集団回収量 t/年		3,166	2,793	3,100	3,200
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源ごみを除く)	g/人日		596	603	590	550
リサイクル率	%		11.8	11.6	11.9	13.2
(9月末人口見込)	人		(125,743)	(124,344)	(122,398)	(117,506)

○令和7年度の数値は、一般廃棄物処理基本計画 (改定版) に記載の目標値。

○ ( ) は一般廃棄物処理基本計画 (改定版) で目標値としていない項目。

○令和2年度実績見込みは、令和2年4月から12月までの実績に、令和2年1月から3月までの実績を加算し算出。

○令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行により、事業系ごみが大幅に減少する一方で、巣ごもり需要や緊急事態宣言下での「断捨離」などにより、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみを除く) は前年度から増加している。また、集団回収を中止した団体が多かったことから、集団回収量も前年度から大幅に減少している。

○9月末人口の推計にあたっては鶴岡市人口ビジョンから直線補間して算出している。

【一般廃棄物の種類ごとの計画数値】

一般廃棄物の種類	処理量	合計
もやすごみ	36,400 t/年	39,400 t/年
プラスチック製容器包装類 (ペットボトル含む)	910 t/年	
びん・缶	1,160 t/年	
金属・その他	750 t/年	
蛍光管・乾電池等	50 t/年	
粗大ごみ	130 t/年	
し尿	2,580 kℓ/年	
浄化槽汚泥等	20,370 kℓ/年	

第3 3R推進施策等

1 環境学習の推進

課題・目的	具体的な取組内容
きめ細やかで効果的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>市広報やエコ通信、市ホームページのほか、様々なメディアによる情報発信を積極的に行う。</li> <li>ごみ収集日通知機能やごみ分別検索機能を有する、ごみ分別アプリを導入する。</li> <li>「ごみの分け方・出し方ガイドブック」を改定し全戸配布する。</li> <li>ごみの分別・排出方法について、外国語での情報発信を継続・拡充する。</li> <li>市のごみ減量目標や排出量の実績などを数値化して、取組の成果や改善点、課題などを情報発信する。</li> </ul>
リサイクルプラザの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>鶴岡市の資源循環型社会の構築をより積極的に推進し、市民や団体等の啓蒙・啓発を充実させる。</li> <li>古本銀行（※4）や、再生工作教室等を利活用した体験型学習・各種リサイクル教室を開催する。 ※4 市民が持ち込んだ古本を、必要な人に貸し出すもの。</li> <li>粗大ごみのうち、再生可能なものは極力再生し、再生品の展示紹介や市民等に対し提供する。</li> <li>休日の各種イベント等を含めた施設見学会を開催する。</li> </ul>

リサイクル プラザの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶴岡工業高等専門学校、東北公益文科大学、山形大学農学部など高等教育機関との連携事業によるリサイクル教室や研修会を計画する。</li> </ul>
ごみ焼却 施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の展示学習コーナーなどを活用し環境教育の推進を図る。</li> </ul>
学童期から の環境教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校単位での施設見学等の校外学習をはじめ、様々な機会を捉えて子どもたちへの啓蒙、特にリデュース(発生抑制)の啓蒙に力を入れる。</li> </ul>
草の根の 推進活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会等の地域や各市民団体においてごみ分別出前講座を実施し、ごみの分け方・出し方の理解と分別徹底を推進する。</li> </ul>
組織活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会や市職員との連絡・相談などを通じて、鶴岡市廃棄物減量等推進員の意識を高め地域活動推進を図る。</li> <li>・効果的な取組事例などについて情報共有する。</li> </ul>
催事等での 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境フェア」等環境イベントを開催し、3Rについての啓発やフリーマーケット等に取り組む。</li> <li>・地域イベント等でのごみ減量推進事業への協力・参加を呼びかける。</li> <li>・イベント等の際は、主催者に対し積極的に廃棄物の減量、環境負荷の低減に配慮した取り組みに努めるよう要請する。</li> </ul>

## 2 ごみの減量と資源化の推進

課題・目的	具体的な取組内容
家庭への 啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易包装商品の購入など、「ごみになるものを買わない、増やさない」という気運を醸成する。</li> <li>・生ごみの水切り徹底、特に夏の期間には極力水分を減らして排出することを呼びかける。</li> <li>・食品ロス削減のため、食材の適量購入、使いきり、食べきりなどを呼びかける。</li> <li>・フードバンク・フードドライブ活動(※5)への協力を呼びかける。  <small>※5 家庭で余った食品などを引取り、福祉施設等へ無料で提供する社会福祉活動。</small></li> <li>・マイバッグの持参により、レジ袋を受け取らないようにするなど、ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの削減を呼びかける。</li> </ul>
家庭系ごみ 処理の有料化 の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理に対するコスト意識の醸成や、ごみ処理負担の軽減を図るため、ごみ収集体制のあり方やごみ処理有料化について検討する。</li> </ul>

事業者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の理解と協力を得ながら、簡易包装の実施など、廃棄物の発生量の少ない事業活動を更に推し進める。</li> <li>市内の飲食店等の協力を得ながら、食品ロス削減ポスターの掲示など、外食時の「食べきり運動」を呼びかける広報活動を行う。</li> <li>食品関連事業者等から排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化の積極的な実施を促す。</li> </ul>
施設搬入ごみの手数料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ焼却施設に搬入されるごみの重量当たりの処理手数料については、適正な費用負担のための見直しを検討する。</li> </ul>
率先した行政の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>鶴岡市所有・管理施設から排出されるごみの減量化を図る。</li> </ul>
ごみの資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者等と連携し、ペットボトル、食品トレイ、紙パック等の店頭回収を推進する。</li> <li>小型家電の無料回収を随時実施する。</li> <li>プラスチック製容器包装類、古紙類、びん類等の家庭系ごみの分別を徹底し、資源としての排出を推進する。事業系ごみについても、分別収集の徹底と資源化の促進を指導する。</li> <li>町内会、自治会等の協力を得て、ごみステーションでの早朝立哨指導をより多く実施し、ごみの分け方・出し方の理解と分別徹底を推進する。</li> </ul>
集団資源回収運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域が行う集団資源回収運動等への報奨金の支給など、支援を継続するとともに、優良事例を情報共有する、必要に応じて対象品目・報奨金の見直しを検討するなど、回収運動をさらに推進する。</li> <li>拠点回収の拡充を検討する。</li> <li>特に雑がみ回収の拡大を周知し推進する。</li> </ul>

### 3 適正かつ安定的、効率的なごみ処理の推進

課題・目的	具体的な取組内容
ごみステーションの維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物減量等推進員と協力して町内会等との連携を進め、適正なごみステーションの設置及び維持管理に努める。</li> </ul>
適正排出の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみステーションへの事業系ごみの排出や、産業廃棄物の市施設への搬入などの不適正行為について、指導を強化する。</li> </ul>

適正排出の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集運搬許可業者を通じて、事業所への廃棄物の排出抑制や資源化に関する指導、啓発を実施する。</li> <li>・違法な不用品回収業者を利用しないよう啓発する。</li> </ul>
高齢化等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみ世帯等のごみの排出については、地域福祉のネットワーク等の自主的活動と歩調を合わせながら対応していくとともに、高齢者等のごみ出し支援について研究・検討を進める。</li> </ul>
地域循環共生圏の構築 (※6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの焼却によって発生する熱を利用して発電を行い、その電力を施設内で自家消費するほか、余剰電力を売電し、市内の小中学校や公共施設などに供給する「電力の地産地消」に取り組む。</li> </ul>
環境保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が行うクリーン作戦等を支援する。</li> <li>・不法投棄防止の啓発や投棄者の特定に努め現状回復を図る。</li> <li>・ごみステーションにおけるごみの散乱防止の啓発を行う。</li> <li>・海岸部だけでなく陸域部でもクリーン作戦を実施するとともに、ワンウェイプラスチックの排出削減に向けた啓発を行うことで、海岸漂着ごみ対策を推進する。</li> </ul>

※6 平成30年4月に閣議決定された第五次環境基本計画で提唱された考え方。各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。



新ごみ焼却施設（令和3年2月末撮影）



#### 第4 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

##### 1 家庭から排出される一般廃棄物

廃棄物の種類	収集・運搬	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
もやすごみ	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	焼却	鶴岡市	埋立
プラスチック製 容器包装類	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	圧縮梱包	指定法人	資源化
ペットボトル	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	圧縮梱包	指定法人・ 再資源化業者	資源化
びん	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	カレット化	指定法人・ 再資源化業者	資源化
缶	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	プレス	再資源化業者	資源化
金属・その他	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	分別・破碎	鶴岡市	残渣埋立
				再資源化業者	資源化
蛍光管・ 乾電池等	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	分別	再資源化業者	資源化
粗大ごみ	排出者 許可業者	鶴岡市 許可業者	分別・破碎等	鶴岡市	残渣埋立
				再資源化業者	資源化
資源物 (古紙等)	排出者 資源回収業者	—	—	再資源化業者	資源化
し尿	許可業者	鶴岡市	1次・2次処理標 準脱窒素方式	鶴岡市	残渣焼却後 埋立
浄化槽汚泥等	許可業者	鶴岡市	1次・2次処理標 準脱窒素方式	鶴岡市	残渣焼却後 埋立

- (1) 市民は、家庭から排出される廃棄物の発生抑制に努めるとともに、廃棄物を排出する際には市が指定する分別を徹底し、減量に努める。
- (2) 家庭から排出される廃棄物は、大気環境保全に配慮し、政令で定めるもの以外は、自己焼却処理行為を行わない。
- (3) 家庭から排出される廃棄物は、指定袋による5分別と指定袋によらない「蛍光管・乾電池等」の6分別とし、決められた日時及び場所（ごみステーション）に出す定点収集方式により、市が委託した業者が「ごみ収集カレンダー」の日程で収集・運搬する。
- (4) 多量に発生したごみは、排出者自ら鶴岡市クリーンセンターごみ焼却施設また

は鶴岡市リサイクルプラザへ搬入、もしくは市が許可した一般廃棄物処理業者に処理を依頼する。

- (5) 粗大ごみは、排出者自ら鶴岡市リサイクルプラザへ搬入、もしくは市が許可した一般廃棄物処理業者に処理を依頼する。
- (6) 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法：平成10年法律第97号）の対象品目については、販売店・指定引取場所（業者）及び市が許可した対象家電品収集運搬業者に処理を依頼する。
- (7) 小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律：平成24年法律第57号）の対象品目については、市のイベントを利用した回収を積極的に利用するものとする。パソコンについては、鶴岡市リサイクルプラザにて通年回収をする。
- (8) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき、製造等事業者による回収及び再資源化が行われている製品については、当該実施機関による処理を利用する。
- (9) 再生資源化物（古紙類・びん類・金属類）は、集団資源回収運動や拠点回収による資源化を原則とする。
- (10) スプレー缶、カセットボンベ、ライター等を廃棄する際は、中身のガスを使い切り、穴を開けずに「金属・その他」で排出する。また、モバイルバッテリー、電子タバコ等は「蛍光管・乾電池等」で排出する。
- (11) 新型コロナウイルス等感染症の感染者等が使用したマスク、ティッシュ等はビニール袋に入れて密閉し、「もやすごみ」で排出する。
- (12) 在宅医療廃棄物は医療機関や薬局などへの返却を基本とするが、危険性や感染性がないと医療機関等が確認したもので、やむを得ない場合は、もやすごみとして排出する。
- (13) 危険物（ガスボンベ、火薬、農薬、薬品、湿式バッテリー等）、スプリング入りマットレス、耐火金庫、その他市が処理困難なものは、排出者が専門の業者等に依頼し、処理する。
- (14) し尿は、処理施設で適正な処理を行い、農村還元は行わない。

## 2 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

廃棄物の種類	収集・運搬	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処 理 主 体	処理方法
もやすごみ	排出者 許可業者	鶴岡市	焼 却	鶴岡市	埋立
		許可業者	その他	再資源化業者	資源化
資源物 (古紙等)	排出者 資源回収業者	—	—	再資源化業者	資源化

- (1) 事業系一般廃棄物は、排出者自らの責任において適正に処理する。
- (2) 事業系一般廃棄物の自己焼却処理行為を行う場合は、関係法令を遵守する。
- (3) 鶴岡市クリーンセンターごみ焼却施設に搬入する際は、ごみの種類、内容を容易に目視確認できる状態とし、ごみ袋を使用する場合は透明もしくは半透明のものを使用する。
- (4) 事業活動に伴い排出される一般廃棄物の処理業は、法に則り市の許可により実施され、現在その許可業者は充足されおり、新規申請は受け付けない。なお、資源循環型社会構築のため一般廃棄物の資源化を積極的に推進するものについては、許可業者の拡大を図ることができるものとする。

## 3 その他の一般廃棄物

- (1) 犬猫等の小動物の死体は、排出者（飼い主等）が不明な路上死等の死体については、市が収集・運搬し、処理する。ただし、一部の国道等については、その道路管理者が収集・運搬する。排出者（飼い主等）が明らかな場合あるいは私有地に死体があった場合は、その排出者もしくは土地所有者自らが処分するものとし、鶴岡市クリーンセンターごみ焼却施設において焼却することができる。
- (2) 大規模な災害が発生した際には、鶴岡市災害廃棄物処理計画（平成31年1月策定）に則り、災害廃棄物等を適正、円滑かつ迅速に処理をする。

## 第5 ごみ処理計画

### 1 収集・運搬計画

- (1) 収集・運搬区域の範囲  
鶴岡市の全域

(2) 廃棄物の種類ごとの収集・運搬方法

廃棄物の種類		収集回数	収集・運搬方法
家庭系ごみ	もやすごみ	週 2 回	市委託業者による ステーション方式
	プラスチック製容器包装類	週 1 回	
	ペットボトル		
	びん・缶	隔週 (交互に回収)	
	金属・その他		
	蛍光管・乾電池等	月 1 回	
	粗大ごみ	随時	許可業者への依頼 または排出者自己運搬
事業系ごみ	もやすごみ	随時	許可業者への依頼 または排出者自己運搬

2 中間処理計画

(1) 廃棄物の種類別処理量

廃棄物の種類		数量 (t)	処理施設
家庭系ごみ	もやすごみ	25,600	鶴岡市クリーンセンター ごみ焼却施設
	プラスチック製容器包装類 (ペットボトル含む)	910	鶴岡市リサイクルプラザ
	びん・缶	1,160	
	金属・その他	750	
	蛍光管・乾電池	50	
	粗大ごみ	130	
事業系ごみ		10,800	鶴岡市クリーンセンター ごみ焼却施設
合 計		39,400	

## (2) 資源化の量

### A ごみ排出前の資源化量

項目	資源化量 (t)	備 考
集団回収量	3,100	古紙類 (新聞、雑誌、ダンボール、飲料パック、雑がみ)、びん類、金属類

### B ごみ排出後の資源化量

項目	資源化量 (t)
鉄	360
アルミ	190
カレット	560
ペットボトル	290
プラスチック製容器包装類	480
蛍光管/乾電池	50
その他	10
合 計	1,940

## (3) 処理施設の概要

### ① 可燃ごみ処理施設

施設名	鶴岡市クリーンセンターごみ焼却施設
所在地	宝田三丁目 13 番 6 号
処理方式	全連続運転式焼却炉 (ストーカ)
公称能力	160t/24h (80t/24h×2 炉)

### ② 不燃ごみ処理施設

施設名	鶴岡市リサイクルプラザ
所在地	水沢字水京 68 番地の 1
処理方式 ・ 処理能力	資源回収方式 ・びん缶 15 t/日・金属その他 10 t/日・粗大ごみ 8 t/日 減容圧縮梱包 ・プラスチック製容器包装 11 t/日・ペットボトル 2 t/日

#### 4 最終処分計画

焼却灰及び不燃残渣の最終処分は、前期は民間最終処分場（村山市）へ委託し、後期は供用開始する鶴岡市一般廃棄物最終処分場にて埋立処分する。

##### 最終処分場の概要

名 称	(仮称)鶴岡市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	大荒字荒沢前
埋立面積	18,400 m <sup>2</sup>
計画埋立容量	133,600 m <sup>3</sup>
埋立方法	管理型 サンドイッチ&セル方式
令和3年度埋立量見込	3,620 m <sup>3</sup>
浸出水の処理方式	凝集沈殿処理、砂ろ過処理後 下水道放流

#### 第6 生活排水処理実施計画

##### 1 収集・運搬計画

##### (1) 収集・運搬区域の範囲

鶴岡市の全域

【参考】下水道等の接続率（令和2年3月31日現在）

	整備済区域内 戸数	接続 戸数	未接続 戸数	接続率(%)
・公共下水道事業	40,063	37,280	2,783	93.1
・集落排水事業	5,272	5,005	267	94.9
・浄化槽事業	433	431	2	99.5
計	45,768	42,716	3,052	(単独浄化槽設置戸数含む)

※鶴岡市の世帯数（令和2年3月31日現在） 48,927

※鶴岡市の世帯数－整備済区域内戸数 3,159

(2) 廃棄物の種類ごとの収集・運搬方法

廃棄物の種類	収集回数	方 法
し尿	随時	許可業者への依頼
浄化槽汚泥等		

(3) 持続的な処理体制を構築するため、収集運搬業務の見直しを検討する。

2 中間処理計画

(1) 廃棄物の種類別処理量

廃棄物の種類	数量 (kℓ)	処理施設
し尿	2,580	鶴岡市クリーンセンターし尿処理施設
浄化槽汚泥等	20,370	

(2) 処理施設の概要

施 設 名	鶴岡市クリーンセンターし尿処理施設	
所 在 地	宝田三丁目13番6号	
処理能力	152kℓ/日 (し尿63kℓ/日・浄化槽汚泥89kℓ/日)	
処理方式	1次・2次処理 標準脱窒素処理方式	
放 流 水	BOD	10mg/ℓ以下
	SS	10mg/ℓ以下
	大腸菌群数	3,000個/ℓ以下

3 最終処分計画

中間処理施設から排出される汚泥等を鶴岡市クリーンセンターごみ焼却施設で焼却した後、焼却灰を民間最終処分場（村山市）及び（仮称）鶴岡市一般廃棄物最終処分場に埋立する。